

医
科

氏名」と誤

を使用するこ

ペン等を使用

様式第1(1))

明細書」とい
と。なお、診
分については、

2「保険者番
コード及び薬

原則とするが、

請の際等に地方

社会保険事務局長に届け出た所在地、名称及び開設者氏名を記載すること。なお、開設者氏名に
については、開設者から診療報酬請求等につき委任を受けている場合は、保険医療機関の管理者の
氏名であっても差し支えないこと。

(2) 「印」については、当該様式に、予め保険医療機関の所在地、名称及び開設者の氏名とともに
印形を一括印刷している場合には捺印として取り扱うものであること。また、保険医療機関自体
で診療報酬請求書用紙の調製をしない場合において、記名捺印の労をはぶくため、保険医療機関
の所在地、名称及び開設者の氏名及び印のゴム印を製作の上、これを捺捺することは差し支えな
いこと。

6 「入・外」欄について

入院・外来については、入院・外来別にそれぞれ請求することとしたことに伴い入院に係る分は
「入」の文字を、入院外に係る分は「外」の文字を○で囲むこと。なお、「入」又は「外」のみを印
刷した様式を用いても差し支えないこと。

7 「医療保険」欄について

(1) 医療保険と公費負担医療の併用の者に係る明細書のうち医療保険に係る分及び医療保険単独の
者に係る明細書について記載することとし、医療保険単独の者に係る分については医療保険制度
ごとに記載すること。

なお、「区分」欄の法別番号及び制度の略称は、別添3「法別番号及び制度の略称表」に示す
とおりであること。

また、在宅時医学総合管理料届出保険医療機関及び在宅末期医療総合診療料届出保険医療機関
にあっては、以下の方法により、70歳以上(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合を
いう。)の被保険者又は被扶養者(老人医療受給対象者を除く。以下「高齢受給者」という。)に
係る診療報酬明細書のうち「在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定した診療
報酬明細書」及び「その他の診療報酬明細書」のそれぞれについて、請求点数等が分かる方法に
より請求を行うこと。

7 「高齢受給者について在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療総合診療料を算定した診療報
酬明細書」と「その他の診療報酬明細書」のそれぞれについて診療報酬請求書を作成する。

イ 診療報酬請求書を取り纏い、「高齢受給者について在宅時医学総合管理料又は在宅末期医療
総合診療料を算定した診療報酬明細書」と「その他の診療報酬明細書」をそれぞれ別の欄に記
載する。

(2) 入院分の「療養の給付」欄については、「件数」欄には明細書の医療保険に係る件数の合計を、
「診療実日数」欄には明細書の診療実日数の合計を、「点数」欄には明細書の「療養の給付」欄の
「保険」の項に係る「請求」の項の合計を、「一部負担金」欄には明細書の「療養の給付」欄の